

○安芸高田市起業支援事業補助金交付要綱

(平成 28 年 7 月 21 日告示第 29 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、市の経済の発展に資することを目的とし、市内において新たに起業を行う者又は異業種となる新分野に進出する者について、起業に要する経費に対し、安芸高田市起業支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、安芸高田市補助金等交付規則(平成 16 年安芸高田市規則第 40 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 229 条に規定する届出書により、新たに市内において事業を開始する場合をいう。
- (2) 通信回線 事業所において、業務を行うため使用する通信回線(あじさいネット)をいう。
- (3) 新分野 これまで営んでいた業種と異なる業種(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準における日本標準産業分類に掲げる細分類が異なる業種をいう。)を市内において営むことをいう。
- (4) 空き家 建築物又はこれに付随する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む。)をいう。
- (5) 空き公共施設 国又は地方公共団体が所有し、全部又は一部の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む。)をいう。
- (6) 空き店舗等 建築物又はこれに付随する工作物で、過去に店舗又は事務所の形態をとっており、全部又は一部の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む。)をいう。

(補助対象者等)

第 3 条 補助金の交付対象となる者(以下「対象者」という。)は、飲食店、卸売・小売業、製造業、サービス業、その他市長が適当と認める事業(以下「事業」

という。)について、起業又は新分野に進出する事業者で、次に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)第 114 条第 2 項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第 2 条第 25 項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けた者
- (2) 市内の空き家、空き公共施設、空き店舗等を利用し、起業する者
- (3) 事業申請時に市内に住所を有している者かつ市内で開業する者又は市内に本社を有する小規模事業者(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成 5 年法律第 51 号)第 2 条に規定する小規模事業者をいう。)

(補助の対象外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は対象者としな
い。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受ける事業や公序良俗に反する事業を行う場合
- (2) 市外に本店を有する事業者のチェーン店舗又は支店等として起業する場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当する者

(補助対象経費等)

第 5 条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に定める経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 建物改修費 対象者が起業等を行う場合に必要な、市内の空き家、空き公共施設、空き店舗等の建物を改修した経費
- (2) 設備費 対象者が起業等の事業を行う場合に必要な机、椅子等に係る備品及び機械設備(車両を除く。)等に係る経費
- (3) 賃借費及び通信費 対象者が起業等を行う場合に必要な市内の空き家、空き公共施設、空き店舗等と賃貸借契約を結んだ場合の家賃及び光回線工事、光回線に係る通信料

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、前条各号に掲げる補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、算定した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、前条第 1 号及び第 2 号においては 100 万円を 1 回限り、前条第 3 号においては交付決定のあった年度から起算して 3 年間に限り各年度 30 万円とする。

(補助金の交付申請等)

第 7 条 補助金の交付の申請をする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、安芸高田市起業支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明の写し
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) 法人登記簿の写し又は定款(個人にあつては住民票の写し)
- (5) 事務所賃貸借契約書の写し(賃借料の補助対象者のみ)
- (6) 見積書(増改築及び備品購入、通信料等に係る経費の補助対象者のみ)
- (7) 決算書(新分野により起業する補助対象者のみ)
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の申請書の提出があつたときには、当該申請書の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助の額を決定し、申請者に対し安芸高田市起業支援事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をする場合には、申請者に対し、次の条件を付することができるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助金の交付決定した額に変更が生じる場合
 - イ 補助対象経費に係る事業(以下「補助対象事業」という。)を中止し、又は廃止しようとする場合
 - ウ 補助対象事業の完了前に廃業する場合
- (2) 補助対象事業経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、補助事業完了後 5 年間保管し、市長から請求があつたときは、速やかに提出すること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

(4) 市から同一事業に対する補助金以外の助成を受けていないこと及び過去にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがないこと。

3 申請者は、事業の内容を変更するときは、安芸高田市起業支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

4 市長は、前項の安芸高田市起業支援事業補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、安芸高田市起業支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。ただし、補助金の額については、第1項により決定した補助金の額を超えないものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときには、第5条第1項各号に掲げる補助対象経費ごとに、安芸高田市起業支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添え、補助対象事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 事業の実施状況が確認できる成果物(写真等)
- (4) 領収書の写し又は支払を証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象事業の完了後3年間は事業継続状況の確認のため、事業収支決算書を会計年度終了後60日以内に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、安芸高田市起業等支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 申請者は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに安芸高田市起業支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

- 2 補助金の交付は、概算払の方法により支払うことができるものとする。
- 3 申請者は、前項の概算払の方法による補助金の支払を受けようとするときは、安芸高田市起業支援事業補助金概算払交付請求書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、申請者から請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。
(財産の管理及び処分)

第12条 申請者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した設備、機械等(以下「財産」という。)については、補助対象事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 申請者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は財産を処分してはならない。
(補助金の返還)

第13条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助対象事業の実施について、不正の行為が認められるとき。
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月21日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

安芸高田市起業支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

安芸高田市起業支援事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

安芸高田市起業支援事業補助金変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

安芸高田市起業支援事業補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

安芸高田市起業支援事業補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

安芸高田市起業支援事業確定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 11 条関係)

安芸高田市起業支援事業補助金(概算払)交付請求書

[別紙参照]